

今後施行される主な法改正

2026年3月10日現在

	法律	項目	改正の概要	施行日
1	健康保険法	子ども・子育て支援金徴収開始	健康保険料と合わせて子ども・子育て支援金の徴収の開始 標準報酬※×子ども・子育て支援金率(0.23%) ※ 標準報酬月額・標準賞与額	2026年4月1日
2	健康保険法	健康保険の被扶養者認定基準見直し	収入が給与収入のみの認定対象者については、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入により判定(給与収入のみの場合)	2026年4月1日
3	労働安全衛生法	個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大	2026年4月1日
			業務上災害報告制度の創設	2027年1月1日
			個人事業者等自身への義務付け	2027年4月1日
			作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け	
4	労働安全衛生法	高齢労働者の労働災害防止の推進	高齢労働者の特性を踏まえた作業環境の改善や作業管理の配慮が企業の努力義務に	2026年4月1日
5	女性活躍推進法	男女間賃金差異・女性管理職比率の情報公表	男女間賃金差異および女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が <b>101人以上300人以下</b> の一般事業主に義務付	2026年4月1日
			労働者数301人以上の企業は、女性管理職比率を情報公表項目に追加	
6	確定拠出年金法	企業型DCのマッチング拠出額の上限額廃止	企業型DCの加入者掛金(マッチング拠出)について事業主掛金によらず、拠出限度額の枠内で加入者が自由に拠出することが可能に	2026年4月1日
7	厚生年金保険法	在職老齢年金制度の見直し	在職老齢年金制度の支給停止とならない範囲を拡大収入基準額 51万円→ <b>65万円に引上げ</b>	2026年4月1日
8	障害者雇用促進法	障害者法定雇用率の見直し	障害者法定雇用率 2.5%→ <b>2.7%に引上げ</b>	2026年7月1日
9	健康保険法 厚生年金保険法	社会保険料の負担割合変更による被保険者の負担軽減	社会保険の適用拡大に伴い加入する一定の短時間労働者に対し社会保険料の負担を軽減できる措置の創設	2026年10月1日
			事業主が労働者の社会保険料の一部を肩代わりした場合、その <b>8割を還付</b>	2026年10月から3年間
10	確定拠出年金法施行令	企業型確定拠出年金の拠出限度額引上げ	1か月あたり 5.5万円→ <b>6.2万円に引上げ</b>	2026年12月1日
11	労働施策総合推進法	カスタハラ対策義務化	カスタマーハラスメント対策の義務化	2026年12月までの 政令で定める日(未定)
12	男女雇用機会均等法	就活セクハラ対策義務化	求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化	
13	公益通報者保護法	公益通報者の保護強化	通報を理由とした解雇や懲戒等不利益な取り扱い(報復人事)を行った経営者ら個人及び法人に刑事罰	2026年12月1日
			正当な理由のない通報者の特定・探索や通報の妨害(犯人探し)を法律で明確に禁止	
14	育成就労法	技能実習制度に代わる「育成就労制度」の創設	これまでの技能実習制度を抜本的に見直し、特定技能制度と連続性を持たせることで、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を図る	2027年4月1日
15	厚生年金保険法	標準報酬月額上限額引上げ①	厚生年金保険の標準報酬月額の上限額● 65万円→ <b>68万円に引上げ</b>	2027年9月1日
16	健康保険法 厚生年金保険法	社会保険適用事業所拡大①	短時間労働者の加入要件の見直し	2027年10月1日
			● 労働者数51人以上→ <b>36人以上</b>	

今後施行される主な法改正

2026年3月10日現在

	法律	項目	改正の概要	施行日
17	健康保険法 厚生年金保険法	社会保険 賃金要件撤廃	短時間労働者の社会保険加入基準である月額賃金8.8万円以上とする要件を廃止	2028年6月までの政令で定める日(未定)
18	労働安全衛生法	ストレスチェック企業規模撤廃	企業規模にかかわらず、ストレスチェックの実施義務	2028年6月までの政令で定める日(未定)
19	厚生年金保険法	標準報酬月額上限額引上げ②	厚生年金保険の標準報酬月額 ● 上限額 68万円→ <b>71万円に引上げ</b>	2028年9月1日
20	雇用保険法	雇用保険の適用拡大	被保険者の加入要件 ● 週20時間以上→ <b>週10時間以上に引下げ</b>	2028年10月1日
21	厚生年金保険法	標準報酬月額上限額引上げ③	厚生年金保険の標準報酬月額 ● 上限額 71万円→ <b>75万円に引上げ</b>	2029年9月1日
22	健康保険法 厚生年金保険法	社会保険 適用事業所拡大②	短時間労働者の加入要件の見直し ● 労働者数36人以上→ <b>21人以上</b>	2029年10月1日
23	健康保険法 厚生年金保険法	社会保険 個人事業所適用拡大	常時5人以上の者を使用する個人事業所も社会保険の適用事業所に ※ 2029年10月の施行時点で既に存在している事業所は当分の間、対象外	2029年10月1日
24	健康保険法 厚生年金保険法	社会保険 適用事業所拡大③	短時間労働者の加入要件の見直し ● 労働者数21人以上→ <b>11人以上</b>	2032年10月1日
25	健康保険法 厚生年金保険法	社会保険 適用事業所拡大④	短時間労働者の加入要件の見直し ● 労働者数 <b>10人以下も対象</b>	2035年10月1日